

## 基本診療料の施設基準

### 1 今回新たに届出が必要なもの

施設基準通知	施設基準の名称	届出様式 (別添7)
第2	時間外対応加算1	様式2
第2	時間外対応加算3	様式2
第5	一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算1(10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算2(10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	一般病棟入院基本料の注7に掲げる一般病棟看護必要度評価加算(13対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	一般病棟入院基本料の注13に掲げる療養病棟入院基本料1(13対1入院基本料又は15対1入院基本料に限る。)(平成24年10月1日以降に限る。)	様式5～11
第5	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算1(一般病棟の10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算2(一般病棟の10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算1(10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算2(10対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	専門病院入院基本料の注4に掲げる一般病棟看護必要度評価加算(13対1入院基本料に限る。)	様式5～11
第5	有床診療所入院基本料の注7に掲げる看取り加算	様式5, 5の2, 12～12の6
第5	有床診療所入院基本料の注9に掲げる有床診療所療養病床入院基本料	様式5, 5の2, 12～12の6
第5	有床診療所療養病床入院基本料の注7に掲げる看取り加算	様式5, 5の2, 12～12の6
第5	有床診療所療養病床入院基本料の注9に掲げる有床診療所入院基本料	様式5, 5の2, 12～12の6
第4の2	医師事務作業補助体制加算(精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科救急・合併症入院料を算定する保険医療機関に限る。)	様式13の2, 18, 18の2
第4の2	医師事務作業補助体制加算(30対1補助体制加算)	様式13の2, 18, 18の2
第4の2	医師事務作業補助体制加算(40対1補助体制加算)	様式13の2, 18, 18の2
第4の3	急性期看護補助体制加算(25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上))	様式8, 9, 10, 13の2, 13の3, 18の3
第4の3	急性期看護補助体制加算(25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満))	様式8, 9, 10, 13の2, 13の3, 18の3
第4の3	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間50対1急性期看護補助体制加算	様式8, 9, 10, 13の2, 13の3, 18の3
第4の3	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間100対1急性期看護補助体制加算	様式8, 9, 10, 13の2, 13の3, 18の3
第4の3	急性期看護補助体制加算の注3に掲げる看護職員夜間配置加算	様式8, 9, 10, 13の2, 13の3, 18の3
第7	看護補助加算1(13対1入院基本料を算定する病棟に限る。)	様式9, 10, 10の3, 13の3
第11の2	療養病棟療養環境改善加算1	様式24, 24の2
第11の2	療養病棟療養環境改善加算2	様式24, 24の2
第12の2	診療所療養病床療養環境改善加算	様式25
第12の3	無菌治療室管理加算1	様式26の2
第12の3	無菌治療室管理加算2	様式26の2
第14	緩和ケア診療加算の注2(別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)	様式20, 27
第14の2	有床診療所緩和ケア診療加算	様式20, 27の2
第17	精神科リエゾンチーム加算	様式20, 31の2
第19	栄養サポートチーム加算の注2(別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)	様式13の2, 34
第21	感染防止対策加算1	様式35の2, 35の3
第21	感染防止対策加算2	様式35の2, 35の3
第21	感染防止対策加算の注2に掲げる感染防止対策地域連携加算	様式35の2, 35の3
第21の2	患者サポート体制充実加算	様式36
第24の5	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	様式39の3
第24の6	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	様式39の3
第26の3	病棟薬剤業務実施加算	様式13の2, 20, 40の4
第26の4	データ提出加算1	様式40の5～40の8
第26の4	データ提出加算2	様式40の5～40の8
第4の2	小児特定集中治療室管理料	様式13の2, 20.43, 43の2, 48
第11	回復期リハビリテーション病棟入院料1	様式8,9,20
第12	亜急性期入院医療管理料の注2(別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)	様式9, 20, 50～50の3
第16の3	児童・思春期精神科入院医療管理料	様式9, 57
第17	精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1(平成25年3月31日以降に限る。)	様式9, 20, 24の2, 55の2
第17	精神療養病棟入院料の注5に掲げる退院調整加算	様式9, 20, 24の2, 55の2
第19	認知症治療病棟入院料注3に掲げる認知症夜間対応加算	様式9, 20, 56
第20	特定一般病棟入院料1	様式8, 9, 20, 50～50の3, 57の2, 57の3
第20	特定一般病棟入院料2	様式8, 9, 20, 50～50の3, 57の2, 57の3
第20	特定一般病棟入院料の注7に掲げる加算	様式8, 9, 20, 50～50の3, 57の2, 57の3
第20	特定一般病棟入院料の注12に掲げる療養病棟入院基本料1	様式8, 9, 20, 50～50の3, 57の2, 57の3

## 基本診療料の施設基準

### 2 届出直しが必要な施設基準

施設基準 通知	施設基準の名称	届出様式 (別添7)
第5	入院基本料及び特定入院料(様式5)(平成24年3月31日において、褥瘡患者管理加算の届出を行っていない保険医療機関及び、栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関であって栄養管理体制の基準を満たしているものに限る。)	様式5
第5	入院基本料及び特定入院料(様式5の2)(平成24年3月31日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関であって、栄養管理体制の経過措置に該当する保険医療機関に限る。)	様式5の2
第5	一般病棟入院基本料(7対1入院基本料)	様式5～11
第5	一般病棟入院基本料(7対1入院基本料(経過措置))	様式5～11
第5	一般病棟入院基本料(平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)	様式5～11
第5	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料)	様式5～11
第5	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料(経過措置))	様式5～11
第5	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)	様式5～11
第5	専門病院入院基本料(7対1入院基本料)	様式5～11
第5	専門病院入院基本料(7対1入院基本料(経過措置))	様式5～11
第5	専門病院入院基本料(平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)	様式5～11
第24	退院調整加算(平成24年3月31日において、慢性期病棟等退院調整加算2、急性期病棟等退院調整加算2を届出している場合に限る。)	様式39
第24の2	新生児特定集中治療室退院調整加算	様式39
第26の2	後発医薬品使用体制加算1	様式40の3
第1	救命救急入院料1(平成25年4月1日以降、救命救急入院料1を引き続き算定する場合に限る。)	様式13の2, 20, 42
第1	救命救急入院料3(平成25年4月1日以降、救命救急入院料3を引き続き算定する場合に限る。)	様式13の2, 20, 42
第6	総合周産期特定集中治療室管理料	様式20, 42の2
第11	回復期リハビリテーション病棟入院料2(重症患者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。)	様式8, 9, 20, 49～49の6
第12	亜急性期入院医療管理料	様式9, 20, 50～50の3
第19	認知症治療病棟入院料注2に掲げる退院調整加算	様式9, 20, 56

## 基本診療料の施設基準

### 3 施設基準の届出が不要なもの(名称変更等)

施設基準 通知	施設基準の名称	
第2	地域医療貢献加算	→ 時間外対応加算2
第4の2	障害者歯科医療連携加算	→ 歯科診療特別対応連携加算
第24	慢性期病棟等退院調整加算1	→ 退院調整加算
<del>第24</del>	<del>慢性期病棟等退院調整加算2</del>	<del>→ 退院調整加算</del>
第24	急性期病棟等退院調整加算 <sup>1</sup>	→ 退院調整加算
第26の2	後発医薬品使用体制加算	→ 後発医薬品使用体制加算2
第11	回復期リハビリテーション病棟入院料1 (重症患者回復病棟加算の届出を行っている場合に限る。)	→ 回復期リハビリテーション病棟入院料2
第11	回復期リハビリテーション病棟入院料2	→ 回復期リハビリテーション病棟入院料3

## 特掲診療料の施設基準

### 1 今回新たに届出が必要なもの

施設基準通知	施設基準の名称	届出様式(別添2)
第4の4	外来緩和ケア管理料	様式5の4、4
第4の5	移植後患者指導管理料	様式5の5(基本別添7)13の2)
第4の6	糖尿病透析予防指導管理料	様式5の6(基本別添7)13の2)
第6の4	院内トリアージ実施料	様式7の3(基本別添7)13の2)
第6の5	夜間休日救急搬送医学管理料	様式7の4
第6の6	外来リハビリテーション診療料	様式7の5
第6の7	外来放射線照射診療料	様式7の6
第9	別添1の「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所	様式11、11の3、11の4
第9	別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所	様式11、11の3、11の4
第11の3	がん治療連携管理料	(基本別添7)33
第14の2	別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院	様式11の2、11の3、11の4
第14の2	別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院	様式11の2、11の3、11の4
第16の2	在宅訪問看護・指導料	様式20の3
第16の2	同一建物居住者訪問看護・指導料	様式20の3
第22の3	時間内歩行試験	様式24の6
第22の5	ヘッドアップティルト試験	様式24の7
第27の2	ロービジョン検査判断料	様式29の2
第29の4	CT透視下気管支鏡検査加算	様式38
第31	歯科画像診断管理加算2	様式33
第35の3	大腸CT撮影加算	様式38
第38～39	心大血管疾患リハビリテーション料の初期加算	様式41、44の2
第40～41	脳血管疾患等リハビリテーション料の初期加算	様式42、44の2
第42～43	運動器リハビリテーション料の初期加算	様式42、44の2
第44～45	呼吸器リハビリテーション料の初期加算	様式42、44の2
第48	認知療法・認知行動療法	様式44の3
第54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	様式46の3
第57の2	透析液水質確保加算2	様式49の3
第58	腫瘍脊椎骨全摘術	様式51、52、4
第60の3	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	様式54の3
第61の3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)	様式52、56の3、4
第61の3	下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)	様式52、56の3、4
第63	経皮的冠動脈形成術(特殊高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの) (エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるものに限る。)	様式52、59
第67	経静脈電極除去術(レーザーシースを用いるもの)	様式52、62、4
第70の2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)	様式52、65の3、4
第75の2	腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術	様式67の2、52、4
第76の2	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	様式67の3、52、4
第77の3	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	様式68の2、52、4
第77の7	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	様式69の3、52、4
第77の8	人工尿道括約筋植込・置換術	様式69の4、52、4
第78の3	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	様式71の2
第80	輸血適正使用加算	様式73
第80の2	自己生体組織接着剤作成術	様式73の2
第80の3	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	様式73の3
第80の4	内視鏡手術用支援機器加算	様式73の4、52、4
第80の7	広範囲顎骨支持型装置埋入手術	様式74の3
第83の4	体外照射呼吸性移動対策加算	様式78の3
第84の2	定位放射線治療呼吸移動対策加算	様式78の3
第84の3	保険医療機関間の連携による病理診断	様式79の2
第84の6	病理診断管理加算1	様式80の2
第84の6	病理診断管理加算2	様式80の2
第91	在宅患者調剤加算	様式87

## 特掲診療料の施設基準

### 2 届出直しが必要な施設基準

施設基準 通知	施設基準の名称	届出様式 (別添2)
第34	CT撮影及びMRI撮影	様式37
第88	基準調剤加算	様式84、4
第89	後発医薬品調剤体制加算1、2及び3	様式85

#### (その他)

※1 平成24年3月31日において、現に画像診断管理加算1または画像診断管理加算2の届出を行っている保険医療機関であって、届出上の「画像診断を専ら担当する医師」に変更がある場合は、届出直しが必要となりますので、ご注意ください。

※2 平成24年3月31日において、現に神経学的検査の届出を行っている保険医療機関であって、「専ら神経系疾患(小児を対象とする場合も含む。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る)」として届け出た医師に変更がある場合は、届出直しが必要となりますので、ご注意ください。

## 特掲診療料の施設基準

### 3 施設基準の届出が不要なもの(名称変更等)

施設基準 通知	施設基準の名称	
第9	在宅療養支援診療所	→ 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
第14の2	在宅療養支援病院	→ 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
第16	在宅末期医療総合診療料	→ 在宅がん医療総合診療料
第18	血液細胞核酸増幅同定検査	→ 造血器腫瘍遺伝子検査
第18の2	HPV核酸同定検査	→ HPV核酸検出
第22の2	埋込型心電図検査	→ 植込型心電図検査
第26	神経磁気診断	→ 脳磁図
第31	画像診断管理加算(歯科診療分)	→ 歯科画像診断管理加算1
第57の2	透析液水質確保加算	→ 透析液水質確保加算1
第61	人工内耳埋込術	→ 人工内耳植込術
第63	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	→ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるものに限る。)
第65の2	埋込型心電図記録計移植術	→ 植込型心電図記録計移植術
第65の2	埋込型心電図記録計摘出術	→ 植込型心電図記録計摘出術
第67	埋込型除細動器移植術	→ 植込型除細動器移植術
第67	埋込型除細動器交換術	→ 植込型除細動器交換術
第67の2	両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術	→ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術
第67の2	両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	→ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
第70	埋込型補助人工心臓	→ 植込型補助人工心臓(拍動流型)